

事 務 連 絡
平成 2 2 年 7 月 6 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

中国産はもの検査命令の実施について

標記については、平成22年5月26日付け食安輸発0526第1号に基づき、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、トリフルラリンに係る自主検査を指導することと
していたところです。

今般、登録検査機関における受託体制が整ったことから、中国産はものについては、
トリフルラリンに係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考) 平成22年7月6日現在の検査受託可能検査機関

財団法人 千葉県薬剤師会検査センター

財団法人 日本食品分析センター

財団法人 東京顕微鏡院

財団法人 食品環境検査協会

財団法人 新日本検定協会